

○重要 **配偶者の扶養の要件が給与収入 150 万円に引き上げ** ～所得税関係

本来税務に関することですので詳細は税理士に確認いただくこととなりますが、今回の改正は労務にも関連しておりますので、ご案内致します。本年度の改正により来年 1 月から、**配偶者の税法上の扶養の要件が、これまでの給与収入（年収）103 万円から 150 万円へ引き上げられることになりました。**

この改正によって**会社として検討することが出てきます。**①一つは『**家族手当**』についてです。家族手当の支給対象を「**扶養控除等申告書に記載された配偶者**」などと規定している場合には、**新たに対象となる社員が出てくること**が想定されます。規程の見直しを検討される顧問先様は平成 29 年中に変更することをお勧めいたします。

②もう一つが『**短時間労働者の働き方**』です。現在多くの会社で、パートタイムで働く方については 103 万円（税制上の扶養）を超えないように設定し、年末になると勤務時間を調整するという方も多いのではないのでしょうか。今回の改正で**上限が 150 万円に引き上げられますので、年収を調整していた人にとってはメリットとなる改正です。**ところが、ここで注意が必要なのが、もう一つの壁といわれる「**年収 130 万円**」です。年収 130 万円以上になると、健康保険の扶養からはずれ、**自分自身で健康保険や年金の保険料を支払う必要があります。**

今後、会社としては、パート社員について働き方の意向を確認するなど、早めの対応が必要となります。

○重要 **無期転換制度に対応した就業規則の改訂について** ～労働契約法

10 月号でもお知らせしましたように平成 25 年 4 月 1 日から、**期間の定めのある雇用契約が「5 年」を超えて更新された場合に、従業員からの申し出により、期間の定めのない雇用契約にする制度が始まりました。**（平成 25 年 4 月 1 日に始まった制度なので、そこからカウントして 5 年を超えるのが平成 30 年 4 月 1 日となります。）

無期転換した場合の労働条件は、期間の定めがない契約＝正社員というわけではないので、正社員と同等にする必要はありません。ただし、**就業規則に規定する社員の定義によっては、無期転換した社員にも正社員と同様の手当や有給での慶弔休暇を与えなくてはならないなど、転換した従業員に正社員用の就業規則が適用されると解釈される場合があるため、適用区分を明確にしておくことが必要です。**無期転換制度に対応した就業規則につきましては、あおば事務所までご相談ください。就業規則は制度が本格的に始まる平成 30 年 4 月 1 日までに変更しておくことをお勧めいたします。

○**手続きの電子申請への移行についてのお知らせ** ～手続き

現在、あおば事務所では**手続き業務の電子申請化を進めております。**まずは事務組合を利用されている顧問先様の雇用保険からとなりますが、**手続きの流れは今までと変更ございませんのでご安心ください。**離職票などのハローワークが発行する帳票につきましてはサイズ等が変わるものもありますので、不明な点がございましたらあおば事務所までご連絡ください。今後は社会保険の手続きにつきましても、電子化を進めていく予定です。

○**心の健康づくり計画助成金のご案内** ～助成金

この助成金は 労働者健康安全機構のメンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき「心の健康づくり計画」を作成し、メンタルヘルス対策を実施した場合に助成を受けることができる制度です。**（実施対象期間 H30. 3. 31 まで）**

支給額 10 万円※ 1 企業当たり 1 回限り

①メンタルヘルス対策促進員の訪問による助言・支援（無料）を受け、平成 29 年度以降、新たに心の健康づくり計画を作成し、従業員に周知する。

②「心の健康づくり計画」に基づき、具体的なメンタルヘルス対策（メンタルヘルス研修など）を実施する。

○**1 年単位の變形労働時間制について** ～労働基準法

1 年単位の變形労働時間制とは、1 年間を平均した 1 週間あたりの労働時間を 40 時間以下に設定することで、40 時間を超える週や 8 時間を超える日があっても、時間外労働として取り扱わなくてもよいという制度です。手続きは年間カレンダーと労使協定書を労働基準監督署に提出して行います。これら労使協定の起算月は会社により自由に設定できますが、1 月、4 月又は決算月が一般的です。なお、過去にご依頼のあった顧問先様には毎年事前にお知らせしておりますのでご安心ください。

お知らせ

***誠に勝手ながら 11 月 17 日（金）は全社員研修のため、午後（13 時～18 時）の業務は休業とさせていただきます。**皆様にはご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

E-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)